

⚠ 財産処分 ⚠

01

補助金で整備した施設・設備は、一定の期間、補助金を申請したときの用途のとおり使用する必要があります。

- ✓ こちらを**財産処分の制限**といい、この制限がかかる期間を**処分制限期間**といいます。
- ✓ **財産処分にあたる行為は、別の目的で使用したり、譲渡、貸付、取壊し、廃棄、担保権の設定等の処分を行うことをいい、事前に県への申請が必要です。**
- ✓ 一定の期間とは、例えば、鉄筋コンクリートの工場なら38年、食料品製造業用設備なら10年などとなります。

02

一定の期間のうちに財産処分を行う場合、補助金相当分の返納が必要です。

- ✓ 財産処分による納付額については、必ずしも補助金額全額というわけではなく、財産処分の内容に応じて、それぞれ譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額となります

03

財産処分に該当しない場合や補助金相当額の納付を求めない場合 があります。

- ✓ **財産処分に該当しない場合（手続き不要）**
 - ・単価50万円未満の設備（機械、器具、その他の財産）を処分
 - ・業務時間外や休日等で補助目的の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
 - ・補助目的を遂行するために必要な、機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合 等
- ✓ **補助金相当額の納付を求めない場合（手続き必要）**
 - ・補助目的たる事業を後継者や第三者に譲渡し、継続してもらう場合
 - ・災害又は火災により使用できなくなった場合の取壊し又は廃棄
 - ・老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
 - ・事業者の資金繰りの悪化等により、復旧した施設・設備を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し又は廃棄 等